

平成 23 年 11 月 14 日

各 位

本店所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目 1 番 1 号
 会 社 名 株式会社アイレップ
 代表者名 代表取締役社長 紺野 俊介
 (JASDAQ・コード 2132)
 問合せ先 常務取締役管理本部長 室井 智有
 電話番号 03-5464-3398 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 8 月 19 日に発表の「本社移転に関するお知らせ」のとおり、定款上の本店所在地の変更、および取締役の任期を変更するため平成 23 年 12 月 22 日開催予定の定時株主総会に定款変更に関する議案を付議することを決議いたしました。

これに伴い定款の一部変更を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的・理由

業務の効率化を推進して業績の向上をはかるため、本店所在地を東京都千代田区に変更することとし、現行定款第 3 条について所要の変更を行い、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

また、取締役の事業年度における責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更することとし、現行定款第 19 条について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>渋谷区</u> に置く。	第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。
第 4 条 ～ (条文省略) 第 18 条	第 4 条 ～ (現行どおり) 第 18 条
第 19 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 19 条 (任期) 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	(削除)

<p>第 20 条 ～ (条文省略) 第 46 条</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 20 条 ～ (現行どおり) 第 46 条</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 3 条の変更は、平成 24 年 2 月 29 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日 (本店の所在地)
定款変更の効力発生日 (取締役の任期)

平成 23 年 12 月 22 日 (予定)
平成 24 年 2 月
平成 23 年 12 月 22 日開催予定の当社定時株主総会で選任される取締役から適用します。

以 上